



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

146	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
147	〃	( 〃 ).....	1
148	道路の区域変更	(道路保全課).....	2
149	道路の供用開始	( 〃 ).....	2
150	道路の区域変更	( 〃 ).....	3
151	電線共同溝を整備すべき道路の指定	( 〃 ).....	3
152	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	3
153	〃	( 〃 ).....	4

### ○ 選挙管理委員会告示

5	資金管理団体の指定の取消しの届出等		..... 4
---	-------------------	--	---------

## 告 示

### 和歌山県告示第146号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、令和3年3月1日まで縦覧に供する。

令和3年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 申請年月日

令和3年1月29日

#### 2 名称

特定非営利活動法人よつ葉福社会

#### 3 代表者の氏名

井端智子

#### 4 主たる事務所の所在地

和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野677番1

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人など、福祉的課題のある人に対して、地域の潜在的ニーズを発見し、ニーズの変化を知り、新しいニーズに応え、人と社会の変革という私たちに課せられた使命を、私たち自身の変革を通して、社会の問題に貢献していくことを目的とする。

### 和歌山県告示第147号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え

置いて、令和3年3月2日まで縦覧に供する。

令和3年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和3年2月2日

2 名称

特定非営利活動法人わかやま環境ネットワーク

3 代表者の氏名

中島敦司

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市毛見996番2号

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもを含む住民、NPO、事業者、公共団体、学校等、地域社会を構成する各主体（以下「各主体」という。）の相互理解を深めるとともに、地球温暖化など環境問題に対するこれら各主体の協働に係る取り組みを企画、推進し、持続可能な循環型地域社会の形成に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田市山田原字鍛冶屋原109番4 地先から同市山田原字表山333 番1地先まで	旧	6.55 } 15.28	361.08	
同上	新	11.75 } 26.98	362.48	

### 和歌山県告示第149号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田市山田原字鍛冶屋原109番4地先から同市山田原字表山333番1地先まで  
 供用開始の期日 令和3年2月12日

**和歌山県告示第150号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三田海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市冬野字前田536番1地先から海南市岡田字正法寺谷621番10地先まで	旧	6.41 } 19.24	2,373.83	
同上	新	6.41 } 19.24	2,373.83	
同上	新	9.16 } 76.00	3,203.24	

**和歌山県告示第151号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺港線

区 間	延 長 メートル	指定の部分
田辺市江川316番3地先から同市上の山二丁目1175番6地先まで	1,000.00	上下線

**和歌山県告示第152号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

河口地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱7号から11号までを順次結んだ線、標柱11号と既設標柱5号を結んだ線、既

設標柱5号と既設標柱4号を結んだ線及び既設標柱4号と標柱7号を結んだ線によって囲まれた区域を令和2年和歌山県告示第1408号で指定した河口地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
7号	西牟婁郡	白浜町	富田	大高瀬	1703番1	
8号	〃	〃	〃	〃	〃	
9号	〃	〃	〃	〃	〃	
10号	〃	〃	〃	〃	〃	
11号	〃	〃	〃	〃	1703番	

和歌山県告示第153号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年2月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

東敷屋地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	新宮市	熊野川町	東敷屋	上エ地	460番	
2号	〃	〃	〃	〃	625番1	
3号	〃	〃	〃	〃	617番	
4号	〃	〃	〃	〃	440番	
5号	〃	〃	〃	〃	441番1	
6号	〃	〃	〃	〃	448番1地先	道路敷

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年2月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日

並河哲次	なみかわてつじ後援会	令和 2.12.12
菅原博之	菅原博之後援会	令和 2.12.31

## 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体で なくなった年月日
二階俊樹	元気あふれる御坊市の会	令和 2.12.15